

第26回
三原市都市計画審議会
議 案

日 時 令和8年1月15日（木）午前9時30分
場 所 三原市役所本庁3階 会議室304・305・306

目 次

第 1 号議案	備後圏都市計画下水道の変更（三原市決定）について・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	備後圏都市計画防砂の施設の変更（三原市決定）について・・・・・・・・	10
第 3 号議案	三原市立地適正化計画の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

第 1 号議案

備後圏都市計画下水道の変更（三原市決定）について

三 都 第 1342 号
令和 8 年 1 月 15 日

三原市都市計画審議会会長 様

三 原 市 長
(都市開発課)



備後圏都市計画下水道の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において
準用する同法第 19 条第 1 項の規定によって、貴会の意見を求めます。

備後圏都市計画下水道の変更（三原市決定）

備後圏都市計画下水道三原公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 三原公共下水道

2. 排水区域（分流式）

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 1,169ha〔うち処理区域 約 1,169ha、排水区域 約 1,132ha〕

理由

別紙理由書のとおり。

(別紙)

理由書

平成 31 年（2019 年）に策定された三原市都市計画マスタープランでは、市街地においては、生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設整備計画に基づき整備を推進することとしています。

三原公共下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、平成 2 年 10 月に都市計画決定し、現在までに処理区域（汚水）782ha、排水区域（雨水）731ha を整備しています。

今回の都市計画の変更は、糸崎地区及び古浜地区に立地している工場が独自処理していたため処理区域から除外されていましたが、浄化施設の老朽化に伴い流域関連公共下水道への接続について協議があったことから、これらの区域を含めた一体的な汚水処理を行うために処理区域として追加するものです。

新旧対照表

備後圏都市計画下水道の変更（三原市決定）

1. 下水道の名称 三原公共下水道

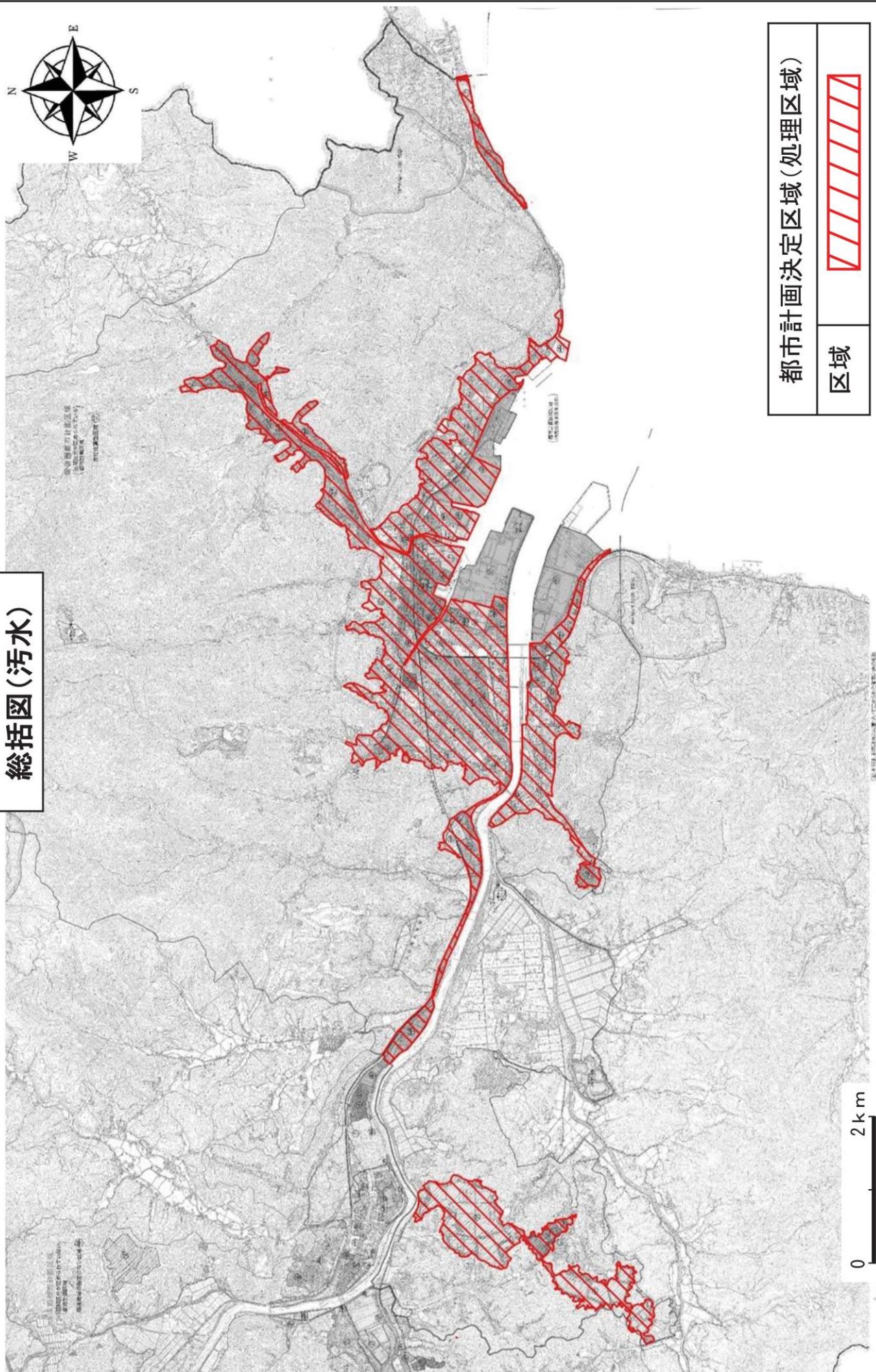
2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

下段（ ）は、旧計画

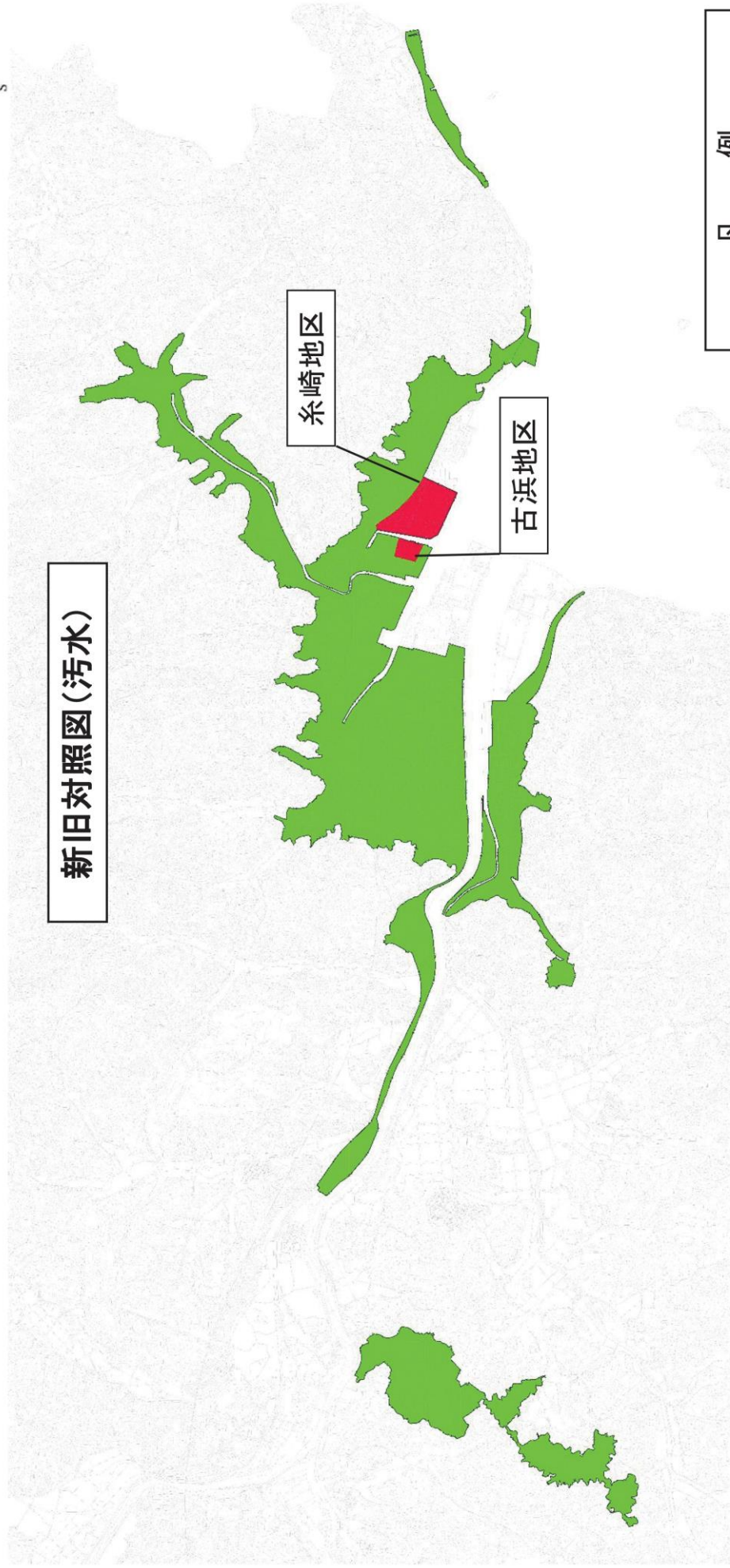
（備考）面積	約 1,169ha	〔うち処理区域	約 1,169ha、排水区域	約 1,132ha〕
	（約 1,132ha）		（約 1,132ha）	（約 1,132ha）

総括図(汚水)



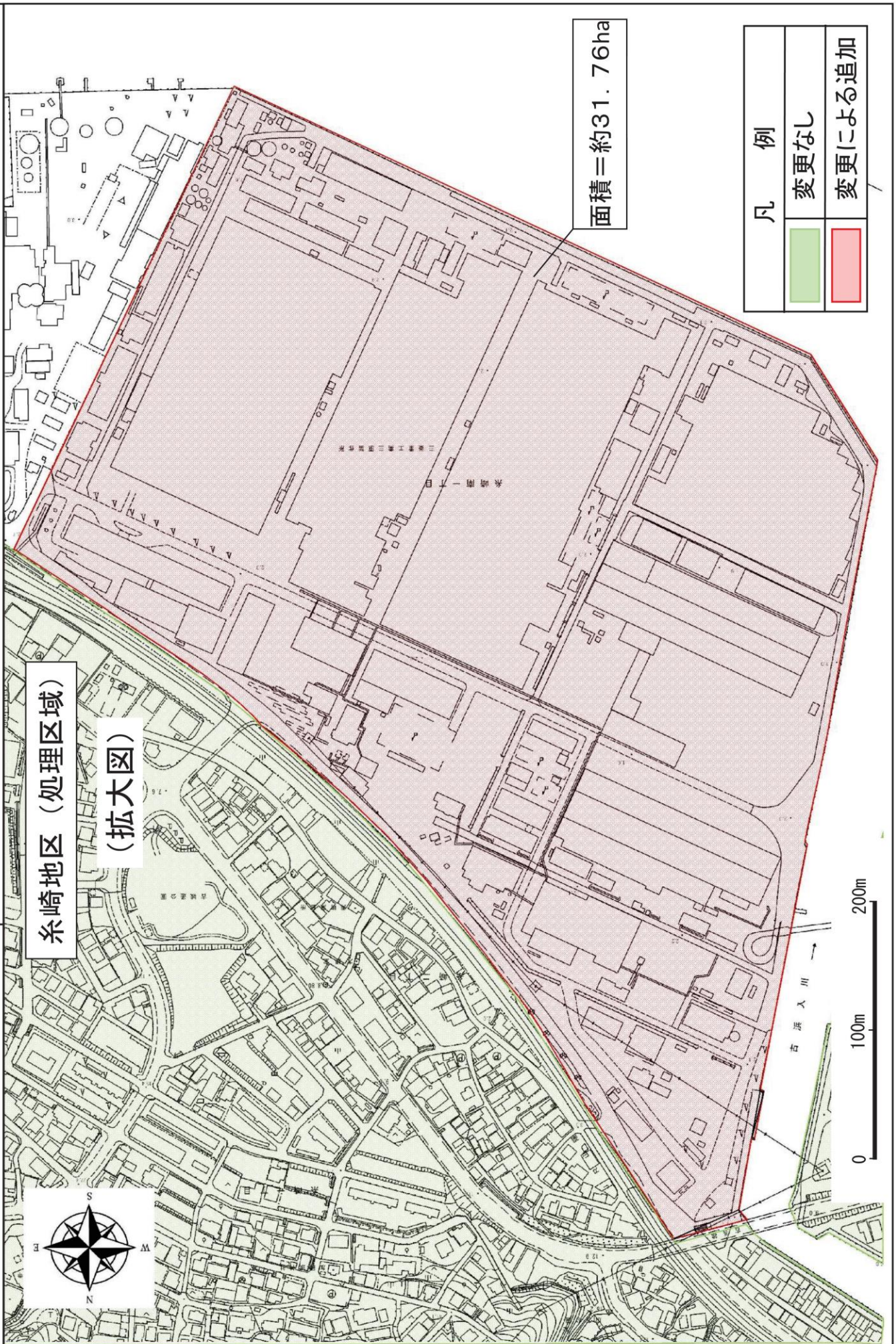


新旧対照図(汚水)



凡 例	
	変更なし
	変更による追加

0 2 km





第 2 号議案

備後圏都市計画防砂の施設の変更（三原市決定）について

三 都 第 1294 号
令和 8 年 1 月 15 日

三原市都市計画審議会会長 様

三 原 市 長
(都市開発課)



備後圏都市計画防砂の施設の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において
準用する同法第 19 条第 1 項の規定によって、貴会の意見を求めます。

備後圏都市計画防砂の施設の変更(三原市決定)

備後圏都市計画防砂の施設 西野川砂防設備を廃止する。

理由 別添理由書のとおり

(別紙)

理由書

三原市都市計画マスタープランでは、都市の将来像を「安全・安心・快適、そして元気に住み続けられるまちづくり」と定め、集約型の都市構造を目指し、まちづくりを推進している。

西野川砂防設備は、都市計画道路宮浦西野線の整備に伴い、砂防指定地内河川西野川を付け替える必要が生じたことから、適切な計画・整備を行うことによる地域住民の安全で快適な生活の確保を図るため、平成9年12月に延長約1,170mで都市計画決定されたものである。

砂防指定地内河川西野川の下流域(西野川砂防設備の区間)については、砂防指定をする昭和26年11月では荒野であったが、砂防指定された後から現在までの市街化及び施設整備により縦横断浸食等による土砂等の生産、流送、堆積は見られず、砂防指定地指定要綱第2項の1号に該当しなくなったと明確に認められることから砂防指定地の指定解除の手続きが進められている。

こうした土地利用状況の変化を踏まえ、都市計画防砂の施設を廃止するものである。

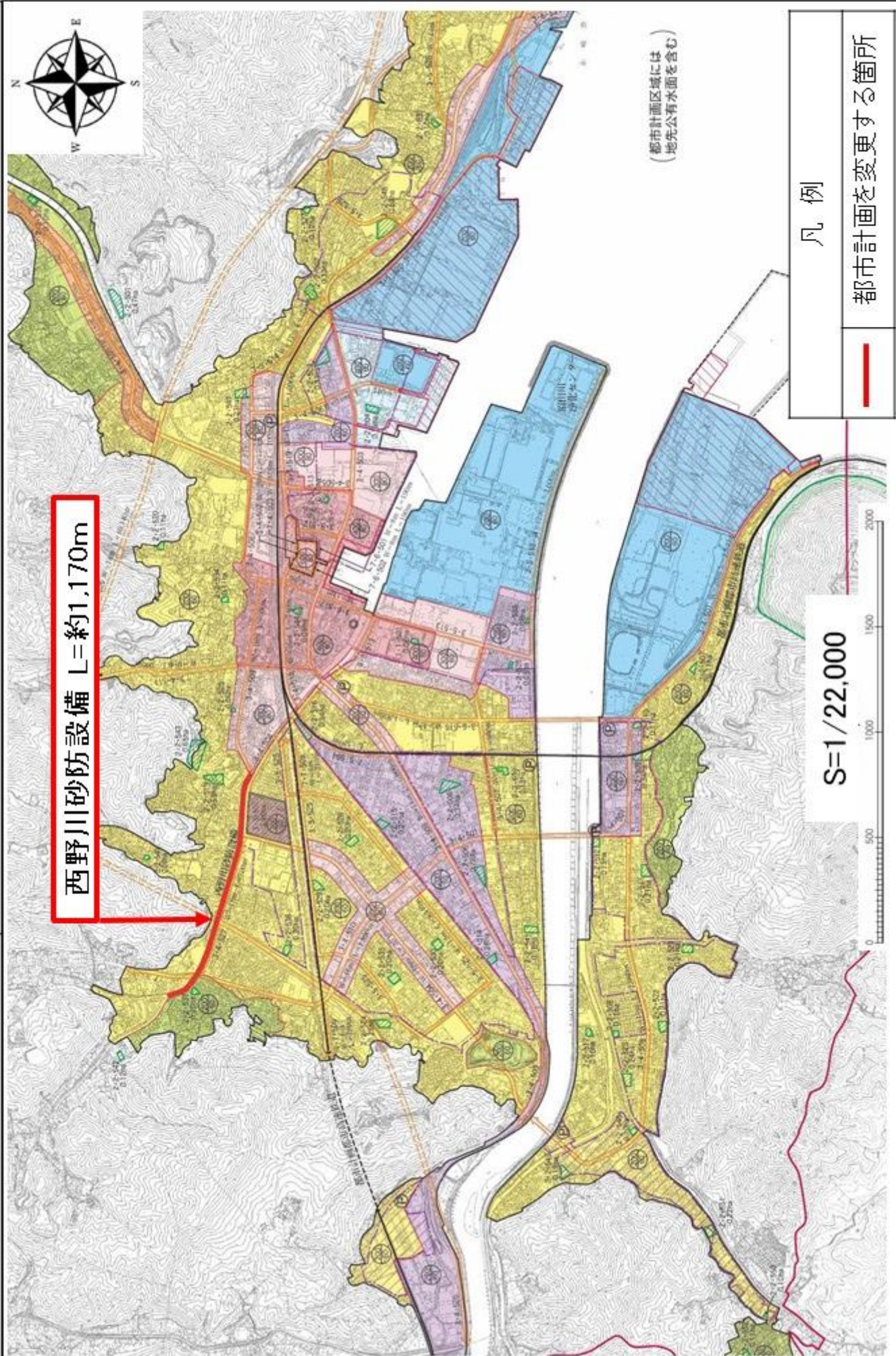
新旧対照表

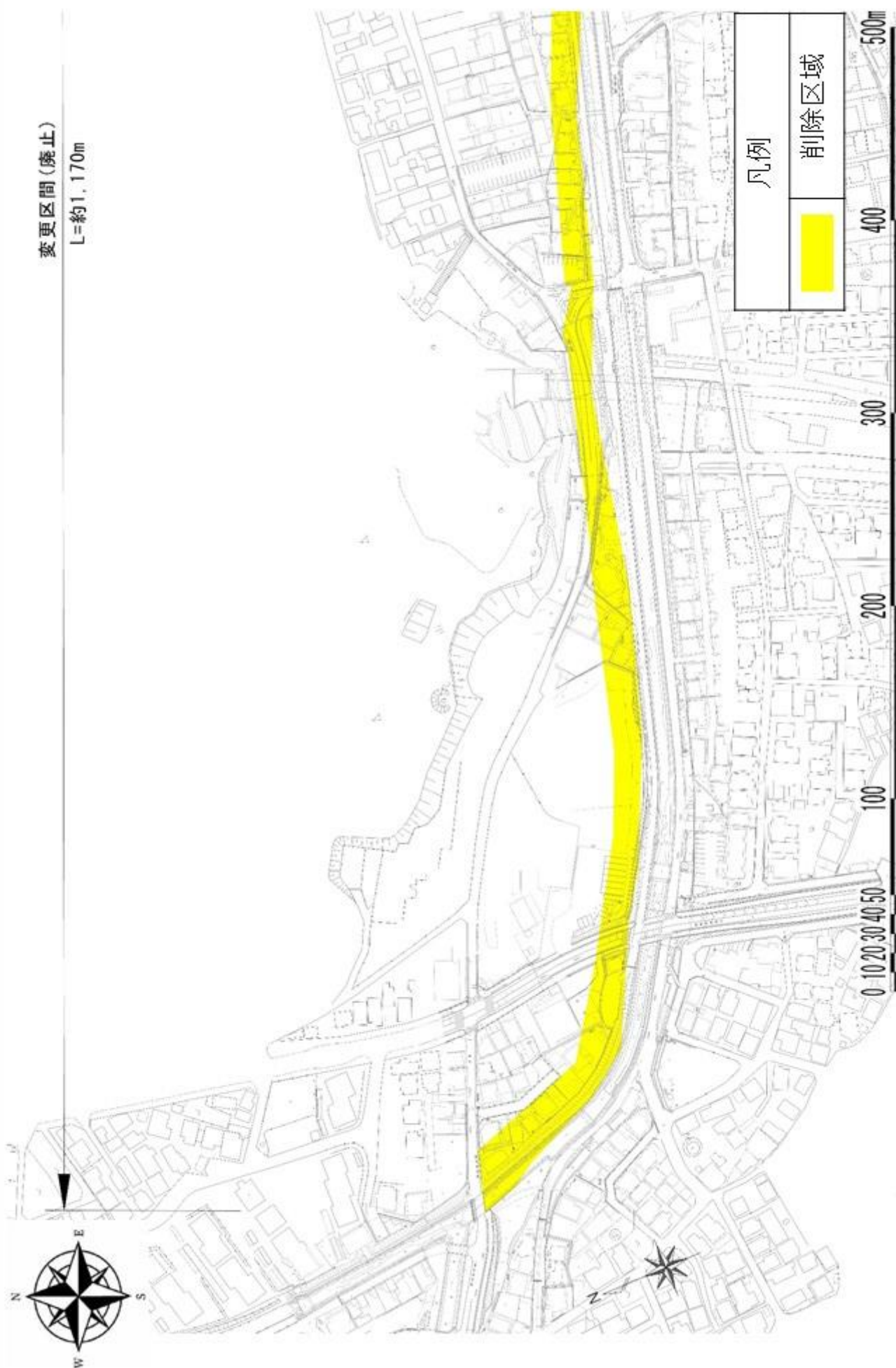
(旧)

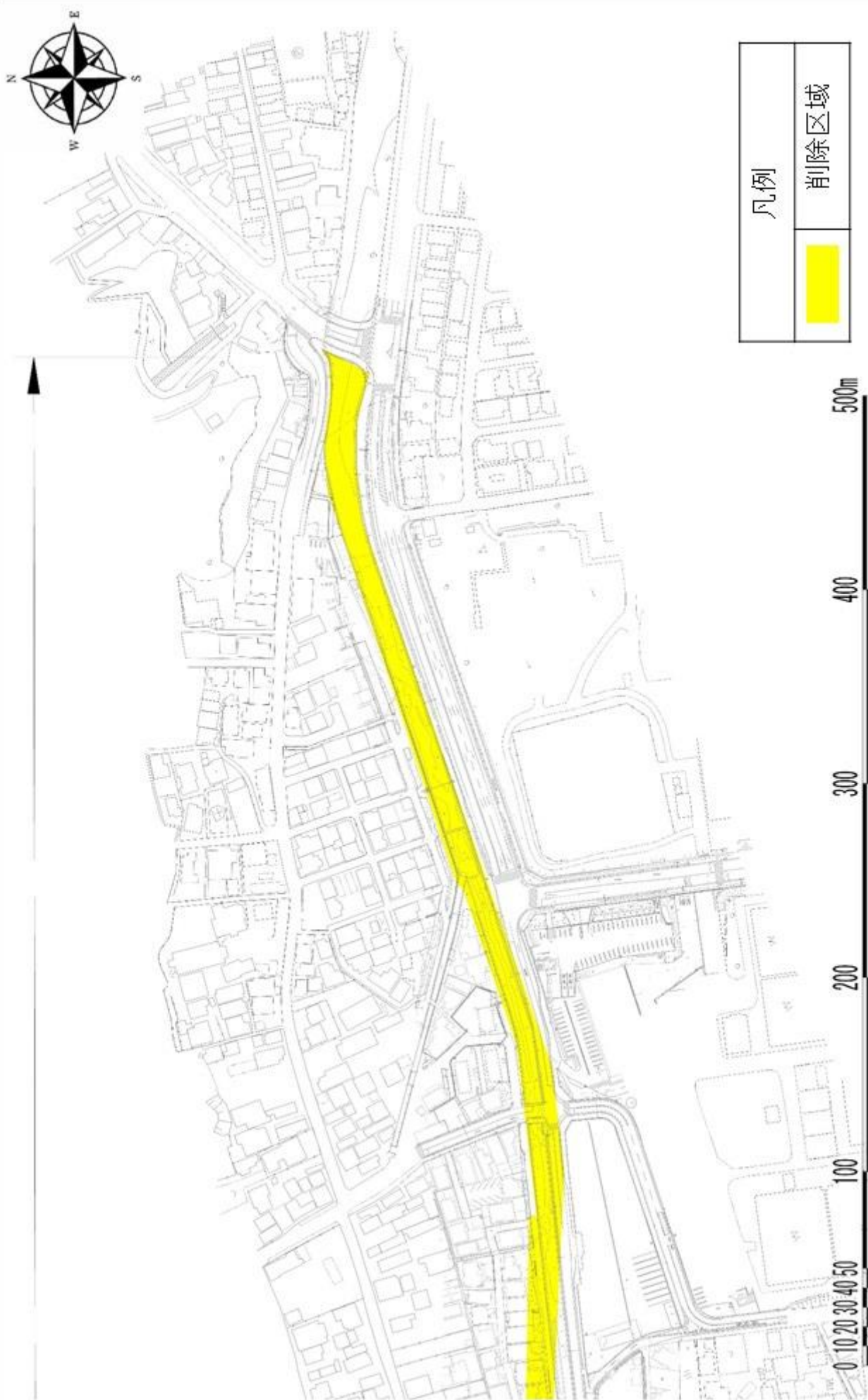
名称	位置	備考
西野川砂防設備	三原市宮浦一丁目、二丁目、 西宮町、西野町	流路工 延長 約 1,170m

(新)

名称	位置	備考
廃止		







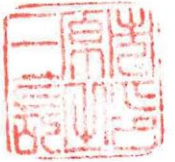
第3号議案

三原市立地適正化計画の改定について

三 都 第 1293 号
令和 8 年 1 月 15 日

三原市都市計画審議会会長 様

三 原 市 長
(都市開発課)



三原市立地適正化計画の改定について（諮問）

このことについて、都市再生特別措置法第 81 条 24 項において準用する同法
第 81 条第 22 項の規定によって、貴会の意見を求めます。

【諮問の趣旨】

人口減少、少子高齢化への対応が全国的な課題となる中、居住や医療・福祉・商業施設などの生活に必要な施設がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通によりこれらの施設に容易にアクセスできるなど、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成が重要となってきました。

このような中、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により、居住や医療・福祉・商業などの都市機能の立地を誘導する誘導区域や、誘導施設、誘導施策などを定める立地適正化計画制度が創設されました。

本市においても、人口減少、少子高齢化の進行に対応するまちづくりが求められていることから、平成29年12月に立地適正化計画を策定しました。

この度、令和2年9月の都市再生特別措置法の改正により記載事項として位置づけられた、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針（防災指針）の作成、策定後に新たに指定された災害ハザードによる居住誘導区域の見直しを主とする計画の改定を行うこととしています。

三原市立地適正化計画の改定（案）について、貴会に諮問し、意見を求めるものです。